

第 6050 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 9月28日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 確定申告で申告しなかった上場株式等の利子配当

**Q**：確定申告で申告しなかった上場株式等の利子配当を、修正申告して申告することはできますか？

**A**：できません。

### 【解説】

上場株式等の配当等の金額は、総所得金額及び配当控除の額等の計算上、除外したところで確定申告できるとされており、課税庁が決定等をする場合には、その配当所得等に係る総所得金額及び配当控除の額は課税標準及び税額控除に含めないこととされています。

また、上場株式等の配当等の金額を総所得金額に算入して確定申告書を提出した場合には、更正の請求又は修正申告をする際に、その配当所得等の金額を総所得金額から除外できないことを明確にしています。

これは、上場株式等の配当等については、確定申告(期限後申告を含む)をする時点において、それを総所得金額に含めて確定申告するか、それを除外して確定申告するかを選択を、申告する者の意思に委ねており、その配当所得等の金額を総所得金額に含めて確定申告した後においては、配当所得等の申告不要制度の適用を受けることができないことを留意的に明らかにしたものとされています。

これらのことから、上場株式等の配当等の金額を除外して確定申告した場合には、その後の更正又は修正申告において、これを含めて申告することはできないこととなります。

